令和７年　北川副駐在所　広報紙　１２月号

# 冬の交通安全県民運動

# 広報 魂の北川副

## 令和七年十二月十一日～十二月十日

運動の重点は、

○ **横断歩行者をはじめとした歩行者の保護**

【横断歩道を横断中または横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道手前で一時停止する義務があります】

○ **飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶**

【飲酒運転で検挙される人、飲酒運転による交通事故が後を絶ちません。「運転する人に酒をすすめない、酒を飲んだ人に車を提供しない」飲酒運転を根絶しましょう】

○ **自転車等の交通ルール遵守の徹底**

【全国での自転車事故のヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2倍となっており、ヘルメット着用は大きな被害軽減効果があります】

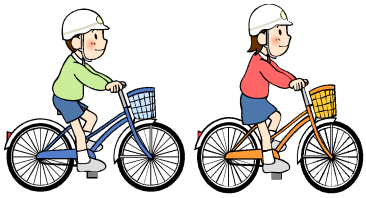

## ご挨拶

■　今年も地域住民の方の御協力により、多数の事件事故を解決することができました。

■　いまだ検挙に至っていない事件事故もありますが、今後も安全安心を確保するため来年も頑張りますので、皆さんの御協力と御理解をよろしくお願いいたします。

## 自転車の酒気帯び運転の厳罰化

■　昨年11月1日、道路交通法の改正により、自転車の酒気帯び運転が厳罰化されました。

■　**酒気帯び運転**は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。

■　**自転車の提供者、酒類の提供者・同乗者も処罰の対象者**となります。

■　**自動車の運転免許を持っている場合**、自転車の飲酒運転が重大な交通違反とみなされると、**免許の取消や停止**といった行政処分を受けることもあります。

発　行
北川副駐在所
斉藤　達雄
TEL　0952-23-6110

## 12月10日から16日までは北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

◆　北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

**～拉致　必ず取り戻す～**

## 道路横断中の死亡事故多数

■　10月26日現在、県内では、交通事故で14人の方が亡くなられています。道路横断中の事故が多いようです。横断中は車の運転手から自分が見えていないものと思い極力の注意を！

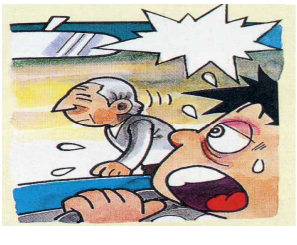

## お知らせ

■　国際電話を利用してニセ電話詐欺の犯人は犯行に及んでいます。被害に遭わないよう国際電話が掛かってこないようにする方法があります。

■　国際電話不取扱受付センター（0120-210-364）に電話してください。音声ガイダンスに沿って申込電話番号（固定電話のみ）、契約者名、郵便番号を入力すれば申込ができます。

■　ただし「携帯電話番号は不取扱受付センターでは申込ができません」のでお間違いのないように。

# 冬の交通安全県民運動

令和7年12月11日(木)~12月20日(土)

警察だより
交通企画課
令和７年12月号

## 運動のスローガン

**やめよう！佐賀のよかろうもん運転**

～交通死亡事故ゼロを目指して～

## 運動の重点

1　横断歩行者をはじめとした歩行者の保護
2　飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
3　自転車等の交通ルール遵守の徹底

### 1 ドライバーは…

冬期は、日没時間が早く視認性が低下

令和７年中、歩行者が被害に遭う交通死亡事故は５件、うち３件は夜間に発生！（９月末時点）

「運転に集中する」「前を見る」「横断歩道の手前で徐行・停止」など基本的事項を実践しましょう！！

### 歩行者は…

走行車両の直前直後横断や横断歩道以外横断等は法令違反なる場合があります。

基本的な交通ルールを守る、自らの安全を守るための交通行動を実践しましょう！！

### 2

佐賀県は飲酒運転の絡む交通事故が増加傾向！！

～飲酒運転の危険性～

○　アルコールには、少量でも脳の動きを麻痺させてしまう作用があり、運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力が低下して、車間距離を見間違う、危険を察知しブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなるなど、飲酒運転は、交通事故に直結する悪質で危険な行為です。

○　飲酒運転は、死亡事故につながる危険性が非常に高くなります。

○　夜遅くまで飲酒した場合、翌朝には体内にアルコールが残っている可能性があるので、車の運転は控えましょう。

○　翌日に車を運転する予定があれば、それを考慮した飲酒時間、飲酒量を心がけることが重要です。

### 3

交通事故の原因として、自転車側の法令違反が認められる場合が多く、自転車の交通違反の検挙数も増加！

～自転車取締り強化～

自転車運転者の
○ながらスマホの禁止
○酒気帯び運転
（令和６年11月罰則強化）

令和８年４月１日から
自転車について交通反則通告制度
（いわゆる「青切符」）が導入

自転車利用基本の“キ”

**自転車安全利用五則**

○ 車道が原則、左側を通行
　歩道は例外、歩行者を優先
○ 交差点では信号と
　一時停止を守って、安全確認
○ 夜間はライトを点灯
○ 飲酒運転は禁止
○ ヘルメットを着用

他にも、守るべき交通ルール
信号遵守、交差点での安全確認、夜間の無灯火、飲酒運転、二人乗り、傘差し等片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進禁止etc…　たくさんあります！

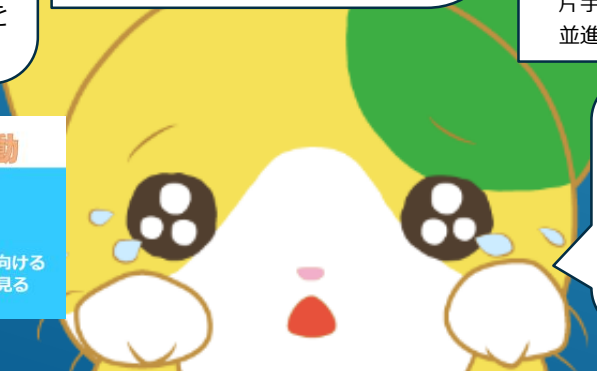

自転車は、被害者ではなく加害者になる可能性も…だから、ルールを遵守せんばよ！